

所管課	条例等名	条項	規制区分	現行	見直しの方向性の詳細	再検討時期
総務課	草津市公告式条例	第2条	書面掲示	(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、草津市役所前の <b>掲示場</b> に <b>掲示</b> して行う。ただし、市公報に登載する方法によりこれに代えることができる。	書面掲示規制のうち「公示送達」は民事訴訟法の改正に倣い、従来の掲示板等への書面の掲示による方法に加えて、インターネット等への情報掲載による方法を実施することとなり、民事訴訟法に倣うこととされている。公告式条例も同法の運用方法を確認したうえで、必要に応じて条例改正を行う。	令和8年6月
議会事務局	草津市議会議員政治倫理条例施行規則	第10条	往訪閲覧・縦覧	(兼業または兼職の届出義務等) 第10条 条例第11条第2項の規定による届出は、兼業・兼職届出書(別記様式第5号)により行うものとする。 2 条例第11条第3項の規定による <b>閲覧</b> は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。 3 <b>閲覧</b> を行った者は、それによって得た情報を適正に使用するとともに、その情報を不正に使用してはならない。 4 前2項の規定は、条例第12条第2項の規定による <b>閲覧</b> について準用する。	議員の兼業届の閲覧については、閲覧方法の具体的な媒体を特定していないものの、現状では市民への閲覧を事務局において紙媒体で公開する形をとっている。そのため、将来的に閲覧方法を見直す場合には、現状の方法が不要になる可能性も含め、慎重に検討する必要がある	令和11年3月
総務課	草津市聴聞等に関する規則	第3条	書面掲示	(聴聞の通知) 第3条 聴聞の通知は、聴聞通知書(別記様式第1号)により、聴聞の期日の1週間前までに行うものとする。 2 法第15条第3項または条例第14条第3項の規定による <b>掲示</b> は、聴聞通知書(別記様式第2号)により行うものとする。	書面掲示規制のうち「公示送達」は行政手続法の改正に倣い、従来の掲示板等への書面の掲示による方法に加えて、インターネット等への情報掲載による方法を実施することとなり、行政手続法に倣うこととされている。草津市聴聞等に関する規則も同法の運用方法を確認したうえで、必要に応じて規則改正を行う。	令和11年3月
総務課	草津市聴聞等に関する規則	第17条	書面掲示	(弁明の機会の付与の通知) 第17条 弁明の機会の付与の通知は、弁明通知書(別記様式第9号)により、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合は、その期日)の1週間前までに行うものとする。 2 法第31条において準用する法第15条第3項または条例第28条において準用する条例第14条第3項の規定による <b>掲示</b> は、弁明通知書(別記様式第10号)により行うものとする。	行政手続法に基づいて定めている規制であり、今後の国の動向を注視する。	令和11年3月
職員課	草津市職員の給与に関する規則	第33条の5	書面掲示	第33条の5 任命権者は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。 2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を <b>掲示場</b> (草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)第2条第2項に規定する <b>掲示場</b> をいう。)に <b>掲示</b> することをもってこれに代えることができるものとし、 <b>掲示</b> された日から2週間を経過した時に文書の交付があつたものとみなす。	公告式条例の引用であるため、公告式条例の今後の見直しに合わせて当該規則の見直しを行う。	令和8年6月

職員課	草津市職員の退職手当に関する条例	第12条	書面掲示	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務および責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容および程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者  (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職またはこれに準ずる退職をした者</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 任命権者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を<b>掲示場</b>(草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)第2条第2項の<b>掲示場</b>をいう。)に<b>掲示</b>することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その<b>掲示</b>した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>	公告式条例の引用であるため、公告式条例の今後の見直しに合わせて当該規則の見直しを行う。	令和8年6月
会計課	草津市会計規則	第9条	書面掲示	<p>(簡易な納入の通知方法)</p> <p>第9条 歳入調定権者は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる歳入については、納入通知書に代えて、口頭、<b>掲示</b>その他の方法により、納入の通知をすることができる。</p> <p>(1) 使用料および手数料  (2) 物品の売払代金  (3) その他納入通知書によりがたいと認められる歳入</p>	第9条の「口頭、掲示その他の方法」に、情報通信技術等を活用した通知方法を追加することを検討するため。	令和11年3月
建築政策課	草津市建築基準法に係る意見の聴取に関する規則	第2条	書面掲示	<p>(開催の公告)</p> <p>第2条 市長は、意見の聴取を開催しようとするときは、意見の聴取の事由、期日および場所(以下「意見の聴取の事由等」という。)を、第72条第1項(法第74条第2項および第76条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定による建築協定に係る意見の聴取(以下「建築協定の意見の聴取」という。)の場合にあっては、当該意見の聴取の実施期日前7日までに、その他の意見の聴取の場合にあっては、それぞれ法に定める期限内に公告するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の公告のほか、建築協定の意見の聴取にあっては当該意見の聴取の実施期日前7日までに当該建築協定を締結しようとする者(以下「協定者」という。)および法第71条の規定により実施した縦覧期間満了後7日以内に市長に異議申立書を提出した者(以下「異議申立人」という。)に、それぞれ公開による意見の聴取通知書(別記様式第1号)により通知するものとする。</p> <p>(1) 草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)第2条第2項の<b>掲示場</b>に<b>掲示</b>する。  (2) 法第46条第1項および法第48条第15項に基づく意見の聴取の場合は、前号の規定によるとともに、当該案件に係る地区内または敷地内の<b>見やすい場所</b>に<b>掲示</b>する。</p>	公告式条例の引用であるため、公告式条例の今後の見直しに合わせて当該規則の見直しを行う。	令和8年6月

公園緑地課	草津市都市公園条例	第19条	書面掲示	(工作物等を保管した場合の公示の方法) 第19条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。 (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に <b>掲示</b> すること。 (2) 前号の <b>掲示</b> に係る工作物等のうち、特に貴重と認められる工作物等については、同号の <b>掲示</b> の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第22条において「所有者等」という。)の氏名および住所を知ることができないときは、その <b>掲示</b> の要旨を市公報または新聞紙に掲載すること。 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。	草津市公告式条例に規定する草津市役所前掲示上の運用方針を見ながら検討する。	令和8年6月
公園緑地課	草津市都市公園条例施行規則	第9条	書面掲示	(工作物等を保管した場合の公示の場所) 第9条 条例第19条第1項第1号の規定による公示場所は、草津市役所前 <b>掲示</b> 場とする。	草津市公告式条例に規定する草津市役所前掲示上の運用方針を見ながら検討する。	令和8年6月
公園緑地課	草津市都市公園条例施行規則	第12条	書面掲示	第12条 市長は、前条の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称または種類、形状、数量その他必要な事項を第9条で定める場所に <b>掲示</b> し、またはこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。 2 市長は、前条の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称または種類、形状、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。 3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。	草津市公告式条例に規定する草津市役所前掲示上の運用方針を見ながら検討する。	令和8年6月
公園緑地課	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の日に関する公告	本則	往訪閲覧・縦覧	関係図面は、産業建設部都市計画課において <b>縦覧に供する</b> 。	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の名称、区域、位置及び供用開始の年月日に関する公告(昭和61年4月1日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(「別添図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて <b>縦覧に供する</b> 。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の名称、区域、位置及び供用開始の年月日に関する公告(昭和63年3月30日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて <b>縦覧に供する</b> 。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

公園緑地課	都市公園の名称、区域、位置及び供用開始の年月日に関する公告(昭和63年7月1日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成元年3月28日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成2年6月15日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成2年12月15日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成3年11月15日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年3月13日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年4月15日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年10月15日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年12月16日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

公園緑地課	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成5年4月30日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成12年3月15日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成19年3月20日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市産業建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の設置について(平成7年3月1日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の設置について(平成7年4月29日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の設置について(平成8年7月13日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成9年7月15日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成10年5月1日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面では、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成11年5月14日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成11年7月1日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成14年8月1日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成14年10月1日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成17年3月31日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成19年12月27日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市産業建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成21年7月1日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成22年2月1日公告)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成22年9月15日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成25年10月1日公告)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成26年4月1日公告)※桜ヶ丘緑地に係るもの	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成26年4月1日公告)※平湖・柳平湖公園に係るもの	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成29年3月14日公告)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部草津川跡地整備課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成27年3月31日公告)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成31年4月1日公告)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(令和2年4月1日公告)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(平成30年1月5日公告)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※木ノ下公園に係るもの	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※領木公園に係るもの	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

公園緑地課	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※中堂公園に係るもの	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※黒土公園に係るもの	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※廣野公園に係るもの	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の供用開始について(令和5年7月28日公告)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の区域決定について(平成27年12月18日公告)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別図は、その関係図面を草津市都市計画部草津川跡地整備課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の区域変更に関する公告(昭和63年3月30日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の区域変更に関する公告(平成9年6月13日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の区域変更に関する公告(平成11年7月1日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の区域変更に関する公告(平成12年6月15日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

公園緑地課	都市公園の区域変更に関する公告(平成12年9月1日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の区域変更に関する公告(平成26年4月1日公告)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の区域の変更について(平成15年4月18日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の区域の変更について(平成15年8月1日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の区域の変更について(平成16年5月1日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の区域の変更について(平成16年7月15日種別なし)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の区域の変更について(平成17年7月20日種別なし)※草津川緑地に係るもの	本則	往訪閲覧・縦覧	なお、別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の区域の変更について(平成17年7月20日種別なし)※弾正公園に係るもの	本則	往訪閲覧・縦覧	なお、別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
公園緑地課	都市公園の区域変更について(平成27年3月31日公告)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

公園緑地課	都市公園の区域変更について(令和4年8月1日公告)	本則	往訪閲覧・縦覧	(別紙図面は、関係図面を草津市建設部公園緑地課に備えおいて縦覧に供する。)	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
-------	---------------------------	----	---------	---------------------------------------	--	---------